

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年10月13日（木） 午後1時30分～午後4時31分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、三ツ石副委員長、中村、井上、井之川 各委員
- 4 欠席委員 大島委員
- 5 説明者 山田都市建設部長、武井建設課長、木暮建築住宅課長、渡邊都市計画課長、設樂上下水道整備課長
山口経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局長、生方観光交流課長
- 6 事務局 倉澤主査
- 7 議 事 (1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(2) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(3) 経済部各課の所管・調査事項報告
(4) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(5) 今後の日程について

8 会議の概要

(1) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

○委員長 はじめに、次第(1)都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 建設課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、建設課の所管に係る事項について、報告願う。武井建設課長。

○建設課長 それでは、建設課所管調査事項の報告をさせていただきます。

調査事項1の沼田市国土強靱化地域計画の建設課における事業の進捗状況についてであるが、国土強靱化地域計画については、大規模な自然災害に備えて、被害を最小限に抑え、災害発生後、地域社会・経済が迅速に復旧・復興が進むように、事前に備える目標等を示した計画である。その備えるべき目標に対する施策を、各課事業にて示している。

建設課における事業としては、計画の個別施策編にて説明させていただくが、個別施策編の10ページ、緊急輸送道路等の確保として道路維持補修事業を挙げている。円滑な交通を確保することとして道路維持補修事業を示している。

次に18ページ、治水施設の整備・機能保全として、浸水被害の発生拡大を防ぐための施設維持管理事業を示している。

次に23ページ、除雪体制の整備として、冬期における安全は道路交通の確保として道路除雪事業、消雪施設維持管理事業を示している。

次に60ページ、道路施設の長寿命化対策として道路施設長寿命化修繕計画を挙げている。

進捗状況としては、進行管理目標として道路施設、橋梁とかトンネルであるが、その修繕箇所数を数値目標にしており、令和2年度の現状値で9箇所の修繕が完了している。令和7年度の目標値として19箇所としており、5年間で10箇所の修繕を目標としている。

現在、橋梁2橋、老神温泉地内の内楽橋と、関越道の側道である岡谷大橋の修繕を行っ

ており、内楽橋は今月末にて工事完了、岡谷大橋については、今年度中の完了予定で修繕工事を実施中である。来年度以降も、橋梁、トンネル、舗装について修繕を行う予定である。

以上、建設課の報告事項となる。

○委員長 報告が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。まず調査事項1、沼田市国土強靱化地域計画の建設課における事業の進捗状況について。中村委員。

○中村委員 先ほど課長の説明の中で、消雪施設、榛名坂を下るところで不具合が……。榛名坂とこちらは何かであったか。（「榛名坂は県道なのですが」と呼ぶ者あり）榛名坂は県が管理しているのか。こちら側は。（「遊覧坂というか120号の」と呼ぶ者あり）120号ではなくて、国道と、こちらも県道か。

○建設課長 榛名坂、榛名神社に向かう坂についても県が管理している消雪施設である。

○中村委員 市で管理しているところは、場所はどこか。

○建設課長 市で管理しているのは、坂としては寺久保坂になる。

○中村委員 その寺久保坂については、不具合は生じていないか。

○建設課長 寺久保坂については、ボイラーが2基あるが、特にボイラーについては毎年点検をしており、不具合については一部修繕等を行ったりしている。管路については、毎年漏水等があって、その都度、漏水箇所については補修等を行っている。

○中村委員 消雪関係は了解した。別の質疑をよろしいか。先ほど道路施設の長寿命化修繕で箇所数という件数が報告されたが、その中の修繕の中で、大きい修繕はどこか分かるか。

○建設課長 修繕の目標として、5年間で10箇所を予定ということで挙げてあるが、これについては、大きな修繕箇所というのは設計等をしてみないと分からないが、まずは内楽橋、岡谷大橋というのが、仮設も含めてかなりの金額になるものであるから、そちらの方を着手したということである。そのほかの橋については、補修規模によって金額の増減があるかと思う。

○中村委員 了解した。

○委員長 ほかに。井之川委員。

○井之川委員 関連して伺うが、5年で10箇所ということで、恩田井土上線の……。ちょっと名前が出てこなくて申し訳ないが、相当古い橋があるよね。県道はきれいになったけれども。（「直売所の先の」と呼ぶ者あり）直売所のところの、四釜川に架かっている、名前が出なくて申し訳ないが、あれは前は、上に都市計画道路ができるという計画があったもので、なかなかそこを修繕するということが今まで、前聞いたときはなかったが、都市計画道路が見直しで廃止されたので、これは令和3年9月に作ったということで、一応見直しをされた後に作られたので、あの橋がこの10箇所に入っているかどうかお伺いしたい。

○建設課長 議員の言われている橋は、金剛橋だと思われるが、金剛橋については、橋梁点検における健全性の判断区分のランク付けがあるが、ランク付けに基づいて補修が必要だという橋にまで至っていない、ランク2になっているものであるから、すぐ補修は必要ないというランクになっている。架設年次は古いが、橋梁点検の中で、いろいろな項目で調査した結果、まだ健全だということで、そういうランクになっている。

○井之川委員 その調査というのはいつやったものか。

○建設課長 金剛橋についてか。（「はい」と呼ぶ者あり）橋梁については5年に1回の法定点検が決められており、それを市内約300橋あるものを5年で割ると60橋くらいであるが、それを5年ごとにやっているものであるから、5年以内には点検を行っているが、何年にやったかという資料については、全橋梁の一覧表が手元にないので分からないが、近年には行っていると思う。

○井之川委員 相当前からあの橋は、構造的に専門家が見てランク2という話であったが、使っている人たちはみんな分かっていると思うが、幅が狭くて、大型車が来れば対向車は手前で止まらなければならないというような橋である。大型車同士はすれ違えない。かなり古い、年数は40年以上経っているかなという橋で、子供の歩道は別に確保されているが、相当やはり、利用者にとっては危険な橋なので、何とか幅を道路と同じ幅まで広げてもらいたいというのが通行している人たちの願いというか、そういうところがある。前に聞いたときはまだ、上に都市計画道路ができるからということで……。橋だけではないが、あの道路はほとんど改修がされないような……。子供の通学路になっているが、通学路が途中で途切れるくらいの危ないところもあるが、なかなか改修がされない道路であるが、そういう点で、新しい道路ができるよ、というのが全くなかったので、ぜひ次の調査の欄に入れてもらいたいと考えるが、お考えを聞かせてもらいたい。

○建設課長 金剛橋について、先ほど点検はいつだったかということであったが、資料を確認すると、平成28年に1回目をやって、その後5年後の令和2年度に2回目の点検をしている。そのときの判定が2だということである。それと金剛橋を整備するということであるが、整備するとなると架け替えということになると思うが、そうするとかなりの費用がかかり、費用もそうであるが、前後の計画というか、ある程度全体の計画を持って架け替えとなるので、かなり長期の計画を持って進めていかなければならないと思う。長寿命化計画に基づいた橋梁の補修も始まったところであるから、まずはそちらをやって、国が示す国土強靱化のための5か年加速化対策では補修が必要とされる橋の73%くらいを着手しろということもあるので、県も含めて全国で危険な橋について補修を行ってということであるので、改修要望があるというのは分かるが、まず建設課としては橋梁補修のほうを進めていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で建設課を終了する。

イ 建築住宅課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、建築住宅課の所管に係る事項について、報告願う。木暮建築住宅課長。

○建築住宅課長 空き家対策の現状について報告する。次のページを御覧いただきたい。表を説明する。

相談、補助金、件数把握について、昨年度末と今年10月1日現在の様子を記載した。

相談件数については、今年は既に昨年の件数を上回っている。解体補助金は半年で21件申請があった。空き家件数は、昨年6月の時点で572件と申し上げたが、今年10月1日現在の数は535件である。37件減少の内訳は、12件が解体、25件は売却、貸し出し、身内が住み始めた、物置などで利用していると連絡があったものである。

表の下には建築住宅課で行っている対策を示した。

1、HPにおいて春は夏に向けて、秋は冬に向けた文章で管理を啓発している。2、年1回、空き家管理者に所在確認もかねて管理啓発の手紙を送付している。3、解体補助金による解体を促進している。4、空き家相談を受けている、の主な4点で空き家対策を行っている。

建築住宅課の調査報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。調査事項1、空き家対策の現状について。中村委員。

○中村委員 今報告があった10月1日現在の表であるが、令和4年度上半期で13件相談があったと。それで草や木の関係は環境課に転送と書かれているが、環境課に転送した後、環境課の指導や指示はどのようにされているのか。所管は環境課なのであるが、その辺の連携をどのように取っているのかというのが1点と、もう一点、8件、屋根、外壁等が飛び危険、空き家所有者と連絡を取りたいという文書を置いてくるのか。連絡を取りたいという形で8件、その後の指示、指導をどのように行っているのか、その2点をお伺いする。

○建築住宅課長 まず、環境課との連携であるが、環境課は環境課で記録を残しており、数年に1回、これはどうなったかと、こちらの情報と照合して、情報交換をしている。2番目であるが、空き家所有者と連絡を取りたい、ということで相談があった件については、空き家の所有者を登記であるとか戸籍であるとかを調べ、その方と連絡を取り、こういう方から相談が来ているので連絡をしてくださいという電話とか手紙、電話番号が分からない場合は手紙を送付し、まず市に連絡をくださいという手紙を差し上げる。それで市に連絡があったときに、こういう事情なのでこの方に連絡してください、という説明をして対応してもらっている。

○中村委員 危険で、連絡をそういう形で取った後に、危険は解消されたのか。それと、補助金のところで21件、10件分が9月補正とあるが、毎年、年度当初に、予算計上してあるくらいの申請はある程度出てきているのではないかと思う。上半期、4月から10月くらいで毎年度ほとんど消化されているような状況であったような気がするが、その辺、こういう件数が多く見られる中で、10件分補正で追加という形ではなく、今後、年度当初、空き家の補助金、補助件数等について増額していく予定等を検討されているのか、よろしく願います。

○建築住宅課長 まず、危険は解消されたのか、ということであるが、連絡を差し上げて、しばらく様子を見て、また連絡が来なければ解消されたものと考えている。あともう一つ、年度当初の金額を増額する予定はあるかということであるが、当初予算であまり大きく取らせてもらえないというのがあり、当初は20件というのが例年の流れとなっており、通常であると15件くらい補正を取るが、今年は最初の予算の出が悪かったので、補正を取って余らせてしまうのではないかというおそれがあったため、補正は少なめにした。

○中村委員 確かに、これから予算編成に入っていくと思うが、財政課長ヒアリング等で大体、昨年度踏襲くらいの金額の計上になっていると思うが、毎年この時期に補正をかけていくという形よりも、年度当初の件数を増やして受け付けて支給をしていくほうがいいのではないかと考えるので、財政課との協議・検討もあるだろうが、よろしく願います。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で建築住宅課を終了する。

ウ 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、都市計画課の所管に係る事項について、報告願う。渡邊都市計画課長。

○都市計画課長 都市計画課所管の報告・調査事項について説明する。

まず、最初に報告事項の1、都市計画審議会の開催について、報告をする。

9月29日に都市計画審議会を開催し、「沼田都市計画区域内一般廃棄物処理施設の敷地位置について」を議題として、会議を開催した。資料6ページから8ページが当日の資料の一部となる。付議された施設内容は、6ページに記載のとおりであるが、内容は、既存の廃棄物処理施設についての作業場の増設と事務所の新築というものであった。位置図を7ページ、施設配置図を8ページに付けている。審議会には茂木委員長にも委員として出席をいただいたが、この案件は、県知事から建築確認の審査に必要な一般廃棄物施設の敷地位置について、都市計画上の支障の有無について付議され、審議をいただいたものである。当日は、県の担当者から説明を受け、審議の結果、「原案のとおり決定することに異議なし」との結果をいただいた。

次に、報告事項の2、沼田都市計画用地地域の見直し及び地区計画の案作成に向けた地元説明会の開催について報告する。

この見直しの概要については、7月の委員会でも報告したが、高橋場町、柳町の環状線沿線の3箇所の用途地域の見直しについて、先月30日に高橋場町住民センターで、今日4日にテラス沼田1階多目的スペースで、地域住民を対象とした説明会を開催した。

会議では、検討中の用途地域の見直し案、関連する地区計画の案作成について説明を行った。30日の高橋場町は説明側6名を含め19名、4日のテラス沼田は説明側6名を含め36名の出席であった。

9ページから24ページが説明会で配った資料となる。

では、改めて見直しの内容について、要点だけであるが、簡単に説明する。概要、土地利用の考え方は飛ばさせていただいて、資料17ページ、18ページを御覧いただきたい。ページがあちこちに、いくつもついているが、左下隅、右下隅のページを御覧いただきたい。

17ページ、3番、都市計画見直しの内容、②用途地域であるが、上の現行と下の変更案を見比べていただくと分かる通り、環状線沿道及びその内側で、隣接する用途指定と一体的な指定となっていなかった緑色の部分について、周辺と同じ黄色の第1種住居地域として建築制限を合わせ、土地利用のまとまりを整えようというものである。

18ページの柳町環状線沿道東地区については、前後の環状線沿線と用途を揃えようとするものである。この見直しにより、柳町の環状線沿線や高橋場町で環状線の内側にありながら、建築制限が厳しく開発があまり進まなかった区域について、商業出店の可能性を高め、これまでの郊外での出店が多かった生活必需品等の商業施設を環状線沿線やその内側へ誘導することで、今後も進む人口減少を見据えたコンパクトシティ化に繋げていけるように検討をしたものである。

次に20ページ、③地区計画についてであるが、先ほどの用途の見直しにより、建築制

限が緩和されることで、生活に密着した商業施設等が建てやすくなる一方で、それ以外の施設、例えば大規模な事務所、ホテル、工場等、居住に影響がある建物に対しては、緩和を制限し、従前の建築制限を継続するように、個別に地区計画を定め、生活環境の悪化をなるべく防ぐようにしたい旨を説明した。

20ページ下段、21ページ上段の表を御覧いただきたい。

肌色で塗り潰されているところが今回の見直しにより規定どおりに緩和される建物用途となる。表内に赤字で「立地を制限」と記載している用途の建物については、規定では緩和されるが地区計画により変更前の制限を継続させたい建物用途になる。これらの組み合わせにより、生活利便性の向上と生活環境の保全を図りたいという趣旨である。

23ページ下段に今後のスケジュールを記載しているが、最終的な都市計画決定、告示の目標を来年4月としている。

次に、調査事項、沼田市国土強靱化地域計画の都市計画課における事業の進捗状況について説明する。資料には付けていないので、計画書をお持ちならば、見ながら聞いていただければと思う。

国土強靱化計画における都市計画課所管の事業は、沼田市国土強靱化地域計画の個別施策編9ページからの記載となる。

施策分野としては都市整備となり、重点施設としての市街地整備となるが、推進方針といたしまして、避難路や避難場所の整備、建築物の不燃化等を計画的に行うとして、中心市街地土地区画整理事業と3・3・1環状線事業がある。指標として道路整備率、環状線の供用率を掲げている。数字では表れないが、火災延焼防止帯としての効果には大きなものがあると考えている。

次に、10ページの道路網の整備である。緊急輸送道路等の確保となる。推進方針として、緊急輸送道路や避難路の確保、歩道の整備などの安全で安心な道路整備としている。事業は先ほどと重複するが、3・3・1環状線事業がこれに当たる。道路網としての効果は、完成しないと完全ではないが、部分的であっても歩道、車道が広がることによる一時避難場所、緊急車両の活動スペース確保等には効果があると考えている。

次に、13ページの公園緑地の整備では、都市公園の整備として、被災時の避難場所や活動拠点として活用できる公園整備を掲げている。沼田市緑の基本計画、景観計画策定のソフト事業と施設の更新やバリアフリー化を行う都市公園安全・安心対策事業が記載されている。

次に14ページの市街地の整備である。推進方針としては、建築物の立地に関する制度の活用等により、居住の誘導を促進する、ということで、立地適正化計画策定事業、その上位計画として都市計画マスタープラン策定事業と都市計画区域等見直し事業を掲げている。

進捗状況について、という調査事項であるが、業績指標については、第六次総合計画の施策指標と共通のものとしている。

都市計画事業は、計画自体が大きく短期間で完了するものではないが、着実に進められているものと考えている。

説明は以上となる。

○委員長 報告が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。まず報告事項1、都

市計画審議会の開催について。井之川委員。

○井之川委員 説明で概ね分かったが、この会社は、薪を売っているよ、という看板が出ている会社であるが、もともとある工場での一般廃棄物の処理をしているか。それが1点、今回は改修するということなのか、ということと、この説明書を見ると一般廃棄物処理施設と書いてあるが、建物の図を見ると産業廃棄物処理施設と書いてある。その辺がちょっと……。今、許可自体は取ってあるのかどうかというのが分からないので、もう少し、会社自体がやっていることと、今回なぜ改修をするということを出されたのか、その辺を教えてもらいたい。

○都市計画課長 今までもしているのかということであるが、もともと数年前に一般廃棄物、産業廃棄物の許可を取ってこの工場を造ったものを、今回増築するという事で申請が上がってきたものである。そのため、これまでも同様の業務をしていたという認識である。それなので許可のほうも当然取っているということである。

○井之川委員 両方の許可を取っているということか。一般廃棄物と産業廃棄物の。（「はい」と呼ぶ者あり）その施設自体はいつも工場が動いていて、かなり大型のトラックが出入りしているという会社なので、もともとそういう作業自体はしているのかなと思ったが、都市計画区域にあるので今回、こういう改修だけれども都市計画の関係で、建築基準法第51条ただし書の許可というので、都市計画審議会がオーケーといえればいいという許可の出し方で許可されたと、そういう理解でいいわけか。

○都市計画課長 この処理施設というのは、都市計画に定めなければならないというふうに決まっているが、通常の民間の施設まで都市計画に定めるということはずまない。建築基準法では都市計画に定めているもの、もしくは都市計画審議会でも都市計画上支障がないという決定が出たものについては建築確認が出るということがただし書に書いてあり、その手続によって県の建築確認を出すために市の審議会に諮ってきたということである。

○井之川委員 分かった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは2番、沼田都市計画用地地域の見直し及び地区計画の案作成に向けた地元説明会の開催について。井之川委員。

○井之川委員 高橋場町のほうの関係では、現在田んぼとか畑が面積的には多いが、用途地域が変わったことで、土地の固定資産税が次の見直しの際に関係するのか教えてもらいたい。それから、両方の説明会でいろいろな意見が出たと思うが、やっては困る、というような意見があったかどうか、教えてもらいたい。それと、柳町の東地区であるが、ここだけ、道路の周辺だけ変えるではないか。地図でいえば東側と西側をつなぐだけの用途地域の見直しという感じになるわけだが、南北にもう少し広げなかったのは、どういう理由があったのか、教えてもらいたい。

○都市計画課長 まず1番目の、税金がこの用途の変更によって変わるのかということであるが、事前に聞いたところによると、用途が変わっただけでは変わらないが、場所によって道路が広がったりということで周辺の環境が変わってくれば、評価は徐々に変わっていくのかな、ということである。それから2番目の、困るという意見があったかということであるが、そういう意見は、説明会当日は特になかった。それから3番目の、道路沿線、もう少し南北に広げたほうがよいのではないかとということであるが、沼田市全体の環状線

周辺、もともと面として第1種住居地域になっていたところは特にやっていないが、それ以外のところについては、道路の沿線だけを第1種住居地域にしているという例でこれまでも変更をしてきている。それなので今回もそれを踏襲させていただいたということである。

○井之川委員 税金の関係は分かった。それで、広い田んぼと畑があって、今回の用途の見直しということであるが、何か今のところ市のほうに畑とか田んぼの、広いところの活用について企業から相談があったかどうか、確認をさせていただきたい。それから、環状線の東地区というところであるが、確かにほかは沿線だけというところもあるし、今回見直すところでも、柳町の西地区の見直しでも、地図でいえば上側は沿線に沿って見直すということであるが、この東地区というのは地図を見ると両側が結構広いではないか。この幅に沿って、なぜ広げないのかなと、素朴な疑問であるが、できないものなのか。もう一度お願いしたい。

○都市計画課長 まず1点目の、高橋場町について相談があったかということであるが、この地区は、開発が免れていたということもあり、問合せは今までも何件もあった。その中で、そういう商業活用を求められているところなのだなという認識を基に、今回、緩和という手続をさせてもらったということである。具体的にどうだという話ではないが、問合せは非常に多かったところである。それから幅についてであるが、この幅については、今回この計画を作るに当たっては、県の都市計画課、それから建築指導課の指導を得ながら詰めてきたものであり、ちょうどここで環状線の幅が4車線から2車線に縮まるところなのである。それで建物は前面道路の幅によって建てられる大きさが変わったりということで、ここについては20メートルが妥当ではないかという上位機関の助言も受けて、今回こういった形になっている。

○井之川委員 高橋場町のほうであるが、この南の通りの西側には、消防署があって、カインズホームがあって、サンモールがあって、そういう大型、中型店があり、今の高橋場町、桜町の地域では商業が発達している路線沿いになるが、なぜここは商業施設等が進出ししないのかな、と。一応鳥めしの弁当屋と耳鼻咽喉科が進出したわけであるが、そんな疑問があったが、これが基になっていたのだな、と今回よく理解できた。そういう点では、この地域にしてみれば、今回の見直しによってかなり発展する可能性があるということで、よかったなと考えているが、立地制限ということで、商業施設は何とか建設できるということでもいいのかなと感じるが、その辺をもう少し……。立地制限はするが、周辺の発展と同じような発展はできると理解していいのかなどうか、確認したいと思うので教えていただきたい。それと、この全ての表に、日用品の販売店舗と書いてあるが、日用の用が、日曜日の曜になっているが、用いるという字ではないかと思う。小さい字であるが。表が全部そうになっている。直したほうがよいかと思う。

○都市計画課長 商業施設においては、店舗、飲食等ということで面積制限が緩和されるということで、商業については、普通の生活に使う商店については出店できるという誘導をしたいと考えている。立地を制限するほうについては、工場であったり、カラオケであったり、ボウリング場であったりというような、今まで住宅地として入ってきた方もいるので、その方に急に環境が変わったということを言われないように、商業活用もしながら環境も保全をするという、そういうバランスを取りながら今回この制限を考えさせていた

だいている。それから、この日曜の曜は、誤植である。御指摘ありがたい。直したいと思う。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは調査事項の1番、沼田市国土強靱化地域計画の都市計画課における事業の進捗状況について。井之川委員。

○井之川委員 10ページの3・3・1環状線供用率ということで、目標値が書いてあって、令和8年度で67.2%ということであるが、パーセントで言われてもピンとこない。67.2%というと環状線であれば、今の栄町の、今度県道大間々線につながるが、そこくらいのことなのか。それよりもう少し先まで行くのか。もし教えていただければありがたいと思う。

○都市計画課長 県道までの数字で挙げてあるものである。環状線の全線路、栄町工区だけでなく、ぐるっと回った全部の供用率で67.2%まで上げたいという数字である。

○井之川委員 令和8年度までも大間々線のところまでという数値でこれは理解しているのか、それだけ確認させてもらえるか。その先には行かないわけか。

○都市計画課長 一応、認可区間が終わる数字である。

○井之川委員 はい。分かった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で都市計画課を終了する。

エ 上下水道整備課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道整備課の所管に係る事項について、報告願う。設楽上下水道整備課長。

○上下水道整備課長 上下水道整備課所管の報告事項について、表題にある1、沼田市水道事業基本計画概要版について、2、水道事業のホームページ掲載について、この2点について報告させていただく。

水道事業については、先般の報道においても、水道施設の老朽化問題がたびたび取り上げられ、水道施設の老朽化の進行が全国的な社会問題となっているところである。

本市の水道事業につきましては、大正14年、1925年に創業しており、県内でも高崎市に続き2番目の創業であり、今年度で97年が経過している。しかしながら、現在の沼田浄水場においては、現有の構造物の多くが、築造から既に50年以上経過しており、老朽化の進行によって耐震性能の脆弱化や修繕の困難性などから、施設の大規模な改築更新を検討していかなくてはならない時期に達してしまっている。

このような状況につき、今回、現時点での浄水場における老朽化の現状について状況報告をさせていただき、今後どのような方策を講じていく必要があるのかについて、現時点での概略検討について説明をさせていただくこととした。

資料の30ページに、現在の浄水場施設の見取り図、平面図を添付した。記載の数字については、築造年数と括弧内に令和3年度末時点における経過年数を表示しているので、併せて御確認いただきたい。

沼田浄水場については、高度経済成長期を中心に、これまで5回の拡張工事を行って現在に至っている。

しかし、現在の浄水場施設は、第4次拡張事業となった昭和43年、及び第5次拡張事業の昭和53年頃に建設された施設が主体となっており、令和3年度末時点において、これらの施設は築造から43年～53年が経過し、コンクリート構造物並びに電気・機械施設ともに、老朽化の進行が著しく、特に、躯体構造物における健全性・耐震性能は、現行の耐震基準に対して不足が生じている状況である。

また、電気・機械施設については、法定耐用年数が15年程度であるが、すでに築造から40～50年以上が経過しているため、現在は、状態監視を行いながら部分的な修繕を繰り返し、運転管理を行ってきているが、既に、機器類部品等の規格が現行部品のものとは異なり、修繕部品の調達ができないものなども生じており、修理や交換ができないといった状況も発生している。

このように、浄水場の主要施設のほとんどが、築造から既に50年以上も経過し、躯体の耐久性・耐震性が脆弱なものとなってしまっているため、このままの状態では、予期せぬ災害等により、躯体や機器類の損傷などが発生した場合、浄水場の機能が失われてしまう危険性は否定できない状況であり、給水区域における市民生活への影響は、甚大なものとなりかねない。

こうした状況に鑑み、今後については、浄水場施設全体の安全性・耐久性・持続性などの観点から、できる限り早急に、老朽化した施設の大規模な施設改築が、是非に必要となっている。

また、大規模改築に併せて、これから、次世代に向けた水道事業の持続可能な経営基盤を構築していく必要があり、大規模改築による資本投資と、事業経営の基盤構築の両面について、同時に検討していかなくてはならない状況にきていると考える。

以上のような、浄水場の老朽化の現状と課題について、広く市民の皆様に周知させていただき、浄水場の大規模改築の必要性について、何卒御理解を賜りたく、また、次世代のための施設更新と、持続可能な経営が達成できるよう、今後とも、経営基盤の安定を目指していかなければならないことについても、併せて御理解を賜りたく、水道事業の現状と、その抱える問題点について、現時点での状況を報告させていただくものである。

それでは、資料の説明に移りたいと思う。

まず、1 沼田市水道事業基本計画概要版についてであるが、沼田浄水場が抱える老朽化の現状分析を行い、これに対し、今後どのような対策を講じていく必要があるのか、といった課題に対し、基本的な方策の比較案について、その概略検討を取りまとめたものであるため、その概要について説明・報告をする。

26 ページ左側、2 事業の現状把握と課題については、上水道事業とその周辺の簡易水道事業について、現状と課題について述べている。

上水道事業のほか、給水区域周辺の簡易水道事業についても、経年変化や老朽化といった課題があるが、現在、注目すべき大きな問題は、上水道事業、とりわけ沼田浄水場内の多くの施設が、築造から50年以上が経過して老朽化が進行し、現在まで、施設の更新がなされていないという点にある。

左下にある円グラフに示したように、浄水場施設の機能診断を行った結果を見ると、土木・建築施設、機械施設、電気施設とも、物理的評価基準において、C評価、計画的な更新を要する、あるいはD評価、早急な更新を要するといった評価が、施設数の4分の3以

上を占める状態であり、施設全体としては80%程度が更新を要するといった評価結果となっている。

また、右ページ上段の、3将来の事業環境、1)水需要予測であるが、表3に示す、将来の1日最大給水量の予測において、令和4年度時点では、日量1万380立方メートルの需要に対し、20年後の令和23年度においては、日量7,218立方メートルと予想され、人口減少等により、現在より約30%程度減少する見込みとなっている。

また、現在の浄水場の施設能力としては、日量2万4,000立方メートルの容量を有しているが、現時点での水需要は、先ほど示したとおり1万立方メートル程度であるので、施設稼働率としては43%程度に留まっている。

このような予測結果により、将来的には現有施設よりもダウンサイジングした施設更新が必要となるものと考えられる。

次に、27ページの4、実現方策（整備案）の検討についてであるが、浄水場の耐震性能の確保と、将来的な安全性及び施設効率の向上のため、整備案をA案からD案の4案を抽出し、各案の合理性、メリット・デメリットの比較検討と、案ごとの施設更新に要する概算事業費等を算出したものについて取りまとめを行った。

各案の概要については、A案は、現浄水場補強案として、現在の5次拡張分、昭和53年築造、日量1万8,000立方メートル、のみを耐震補強して、第4次拡張分、昭和43年築造、を除却する案であり、主に、他の検討案における事業費の比較対象とするために立案している。

B案につきましても、現浄水場内更新案として、現浄水場敷地内で、昭和43年築造の第4次拡張分を除却した後に、新たに日量1万3,300立方メートルの浄水施設を建設し、その後に昭和53年築造の第5次拡張施設を除却する案で、最終的には全ての現有施設は除却される。

C・D案については、新規用地更新案として、B案における敷地内更新のデメリットである隣接地での稼働しながらの更新といった施工上の困難性の問題、また、施工形態故の濁水発生リスク等を極力回避するための案として、場外に新たに日量1万3,300立方メートルのダウンサイジングした浄水場を建設、現有施設よりも規模を縮小した施設を建設するという案である。

C案については、浄水方式を現行と同様の砂による高速ろ過方式とし、D案については、より高度の浄水処理が可能となる浸透膜によるろ過方式としている。

各案のメリット・デメリットについては、記載のとおりであるが、概略について述べると、A案の現浄水場補強案については、現在の第5次拡張分、昭和53年築造、日量1万8,000立方メートル、を耐震補強するため、ダウンサイジングはできず、また、耐用年数の延伸は期待できないため、将来的には新たな更新計画が必要となる。

B案の現浄水場更新案については、現有の2系統の施設のうち、1系統を稼働させながら古い1系統を除却し、そこに新たな施設を建設し、さらにその後もう1系統を除却するという手順を踏むことになり、仮設工を要することや敷地が狭小であるための施工の困難性、濁水発生のリスク、建設時に古い管路を切り替える際に生ずる濁水が広範囲にわたって蔓延してしまうことといった諸問題が懸念されるが、これらの2案については、新たな用地取得は不要となる。

これに対し、C・D案については、現在の浄水場よりも標高の高い位置に新たな浄水場を建設した場合の案になるが、標高差を生かした運用の優位性や上流部での水不足の解消などが期待される一方、新たな事業用地を確保しなくてはならないといった課題が発生する。

これらについて取りまとめた比較表を28ページに示した。

各案の概要については、先ほどのとおりであり、施工性、維持管理性、危機管理性を比較したものを取りまとめているが、各案における経済性の比較について、概算事業費とその内訳費について説明する。

A案では、全体事業費は、65億3,000万円、内訳として浄水場が43億3,600万円、導水管14億3,000万円、配水池7億6,400万円である。

B案については、全体事業費、91億2,000万円、内訳として浄水場が69億2,600万円、導水管・配水池については、A案と同額である。

C案については、全体事業費、87億1,800万円、内訳として浄水場が65億2,400万円、導水管・配水池については、A案と同額である。

D案については、全体事業費、87億7,500万円、内訳として浄水場が65億8,100万円、導水管・配水池については、A案と同額である。

また、運用に当たってのランニングコストであるが、A及びB案では年間1,340万円、C案では年間870万円、D案では年間2,800万円という結果であった。

続いて、2水道事業のホームページ掲載について報告させていただく。

先の基本計画における調査分析結果に基づき、沼田浄水場の老朽化の現状とこれからの課題について、市民の皆様にも広く周知させていただき、そのうえで浄水場の改築の必要性について市民の皆様にご理解をいただきたいため、市のHPに、31ページ以降に添付した資料を掲載したいと考えている。タイトルは、次世代につなぐ水道事業、次世代のための施設更新と持続可能な経営をめざして、とした。

内容については、今回はボリューム1として、浄水場の老朽化の現状説明をメインに取り上げている。

今後、この問題の検討が進捗した時点では、これに追加して掲載を行ってまいりたいと考えている。

上下水道整備課の報告事項は以上となるが、冒頭に申し上げたとおり、浄水場の抱える諸問題及び今後の対策としての浄水場の大規模改築の必要性と、次世代のための施設更新と、持続可能な経営を達成するために、今後とも、経営基盤の安定を目指した事業展開を進めていかなければならないことについて、何卒御理解を賜りたく、お願い申し上げます。

以上である。

○委員長 報告が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。報告事項1、沼田市水道事業基本計画概要版について。中村委員。

○中村委員 まず沼田市の上水道の原水の関係で、沼田平から水利権を得て分水している状況の中で、利根町の取水口から来て白沢に入って、白沢の生枝地区から一気に白沢川に落ちると思う。それで白沢川の底をくぐって、最後高平に上がって、そこから上水道と沼田平の用水を分水して分かれてくるが、サイフォンの、一番底辺のところの管理関係、沼田平がやっているのだろうが、その辺の状況が分かれば教えていただきたい。石等の詰ま

りが、一番底辺なので心配されるのだが、それが1点と、配水池で分水した後、白沢から400か300の導水管が年度当初、始まるときから布設替えになっていない。そのような中で、28ページの浄水場更新計画案の比較表を見て、概算事業費のところを見ると、導水管が14億3,000万円、これはABCDと同じ金額になっているが、布設替えをするのか、新規で布設するのか、その辺の内容について伺いたいと思う。それと、更新する事業費関係がA案からABCDまで出ているが、予算的な面で、起債やら補助事業やら充当していく中で、たしか上水道の施設改修基金であったか。（「建設改良積立金」と呼ぶ者あり）建設改良積立金か。それがたしか6億くらいで、令和3年度決算では大分積立金も低かったと思う。その辺の今後の計画的な考えがあれば。その3点を伺う。

○上下水道整備課長 最初に、沼田平の白沢川を横断しているところのサイフォンの管理についてということであるが、その点については、市としては今のところ関与していない。サイフォンの部分の管理については、沼田平土地改良区のほうで管理をされているということである。それと2番目の、導水管について布設替えをしていくのかということであるが、今委員がおっしゃったとおり、4次拡張のときに入れた導水管が、350ミリが1本と、5次拡張のときに入れた導水管がもう1本、400ミリが1本と、2条で今、沼田の浄水場まで来ている状況であり、これもホームページ掲載の資料の方に書いてあるが、やはり経過年数的にはもう40年、50年以上経っているものである。これについては、行く行くは当然、老朽化の部類に入るので、一連の事業の中で改修・改築をしていかなければいけないと考えている。ただ、これはAからDのどの案においても、改築と考えているのは、今の浄水場でいく分には同じような導水管の形態になるかと思うが、浄水場を場外移転ということになると、この部分が導水管ではなく送水管になる可能性がある。そのため、同じような規模になろうかと思うので、金額的には、今の概算の中では同額として計上してあるものである。それと、改築工事における予算的なもので、今の建設改良積立金とか、その辺の具合はどうかということであるが、先ほど中村委員がおっしゃったとおり、建設改良積立金は今現金の積立金で、約6億という状況であるが、これだけでは到底この事業ができる状況ではないので、今後、そういったところの内部留保を確保するというのも併せて検討を進めていかなければならないと考えている。

○中村委員 白沢の簡易水道が、高平の山小屋の裏で、原水不足のときにポンプで上げていると思うが、これの今後の考え方というのは、どのように考えているかと、やはり水道、緊急的に何かあったときに、白沢から来ているダブルの導水管に災害等で壊れてしまって厳しいという緊急事態のときに、たしか上久屋の発電所、発電所というか馬鹿旨の前の貯水池があったよね。あそこから緊急的に分水している管が1本来ていると思う。その今後の考え方について、2点お伺いする。

○上下水道整備課長 白沢の今の栗生浄水場に向かっている沼田平からの用水を上げて浄水として使っている部分の今後の運用をどうするかということであると思うが、仮にC、Dの案で行くとすると、白沢の簡易水道の給水区域というのが上水に統合されるということも考えられる。そうすると栗生浄水場はどうなるのかといった問題にもなるかと思うが、これについては、2つ目の東電からの取水の権利、それともリンクする話になってくるが、やはり新しい浄水場1本ということで計画が検討され進めているが、どうしても余剰というか二重化というか、そういった予備的な水源ということも危機管理上は必要になってくる

と考えている。それなので、新しい計画で動いたとしても、その辺の水利権というのは大切にしなければいけないし、全てそれでまかなえるかというところではないかもしれないが、やはり栗生浄水場の水利というの、予備的な水源として活用していかねばいけないと考えている。併せて、2つ目の東電からの緊急時の水利権のことにもなるが、これについては今、東電の、馬鹿旨の前にある大きい貯水池から、例えば沼田平のほうで何か作業があって水が来なくなったときに、一時的にその水源を利用して使っているという状況も実際にある。そういったときに今使っているわけであるが、その水利権自体もわずかではあるがあるので、それについて、今の浄水場が将来的にどうなるうとも、予備的な施設としての機能は持たせていかねばいけないと考えている。

○中村委員 了解した。この問題は、今後市が抱える一番重要な案件になってくると思うので、その辺の推進事業を研究していただきたいと思う。3度目の質疑は、全くこれとは関係なくなるのであるが、白沢の望郷の湯の下の福祉センターの下に、温泉付き分譲地を30何件……。 (「新風が丘」と呼ぶ者あり) そう新風が丘。あそこは前から沼田市であるが、あその土地と、横塚の上の旧寿宝閣があった、道路を直した下の、月夜野運送の倉庫のあたり、白沢の部分があって、等価交換を旧沼田市と白沢でどうですかという案件が出たが、結局市町村間の交換が成立しなかった。そのままの温泉付き分譲地は沼田市のままで初穂の温泉、初穂が取得した土地であったが、分譲していった。そこでたしか白沢の簡易水道が供給できないということで、沼田市の上水道が上がっていると思うが、いったん貯水槽に上げて、分譲宅に配水していると思う。当時、貯水槽に上げるが、圧が弱くて何とか改良・改善をしていただけないかという要望が議会に上がっていたと思うが、その辺は住民の方々から、そのような苦情等は寄せられていないのか。

○上下水道整備課長 新風が丘については、先ほど中村委員がおっしゃったことは何となく聞いたことはあるが、現状でそういった住民の方から水圧が不足だとか水の出がどうかとか、そういった御意見は私が知っている限りではいただいている。

○委員長 ほかに。井之川委員。

○井之川委員 26ページの事業の現況把握と課題というところで、沼田市の水道、上久屋、下久屋、清水町、白沢、と簡易水道が載っているが、これはこう載せるということで、C案やD案となったときに、統合があり得るよ、という話は簡易水道にはしてあるわけか。その辺ちょっと確認させてもらいたい。

○上下水道整備課長 ここに記載している上久屋簡易水道、それと下久屋簡易水道、清水町簡易水道、白沢簡易水道については、ここに載せた分というのが、今の上水区域に隣接している部分である。それなので、施設統合が可能であろうというところを載せており、全体の容量を計算する上でこの部分をカウントしたらどうかということで載せてあるが、この中で清水町簡易水道については、組合営の簡易水道になっており、ここについては、地元のほうで実際運営しているという状況である。そういったところに統合の話をしているかということであるが、今年の3月に統合についての意向調査をしている。そのときに、組合営の清水町簡易水道については、統合したくないというような御意見をいただいている。ただ、将来的に清水町簡易水道、小さい簡易水道であるので、また、一番下の下流側の施設になるので、何かあったときには統合の可能性を何も検討していないということでは困るということで、市のほうとしては施設統合が可能なエリアということで考えており、

組合さんはそういう意向であるが、場合によっては可能性があるという形の検討になっている。ただ、組合さんは統合したくないということで回答をいただいている。ほかの簡易水道については、市営の簡易水道という部分も、例えば白沢は直営であるし、下久屋、上久屋も直営である。下久屋については業務委託の簡易水道であるが、これについては今統合するかどうかというのはまだ判断できないという状況であるので、検討の中で全部オーケーをいただいているというものではないということで御理解いただきたいと思う。

○井之川委員 今、聞いているのは、これを読んでいくともう誘導されてしまう。かなり、どれをとっても厳しいという感覚で受けてしまうが、D案というか、完全に今の浄水場ではないところに新築する、そういう案だと思うが、それで周辺の簡易水道、可能なところは全部一緒になって、今後、市民に何十年も安心して使えますよ、というような……。この厳しいままではなくて、この機会に大いに沼田の上水道を改革するというようなことで、もう少しこう、Dの上にE案というのがあるといいが。分かりやすく。例えば椎坂トンネルを掘ったときにすごい水が出て、その水はどうするのだという騒ぎがあったが、今上水道で考えれば一番上は白沢の椎坂に近いところに浄水場ができれば、全部自然流水でできるというようなことで、そういう、ある程度夢というか、希望を抱くような計画で、お金はかかるけれども、これで安心ですよ、というような、分かりやすい案で……。市民が、こうすれば将来も安心なのだな、というもう少し簡潔に分かるような、そういうやり方ではないかと思う。言っていることは、大体これを読めば誘導されてしまう。全体に改革して、本当に将来安心して、水の問題は心配ないというような、そういう案を分かりやすい形で載せてもいいのではないかなと思う。たぶんホームページに載せても多くの市民は、本当の状況はなかなか、厳しいというのは分かるが、厳しいけれどもこういう改革をすれば何とかなるというような、希望があるような、そういうところは、どれをやっても金がかかって、心配だなというだけで終わってしまう気がするが。これは私の要望であるが、もう少し分かりやすく、これが一番いいのだと皆さんが思っていることが大体分かる。読んでみると。本当にそれが一番いいのだと分かりやすく表していいのではないかと思う。どうか。

○上下水道整備課長 ただいまの井之川委員の御指摘であるが、もう少し希望を持った案として分かりやすい案を示したらどうかというような趣旨であったと思うが、まず、市民にお示しをするということでホームページに掲載したいといった内容については、31ページ以降である。この中には、どういう現状で、こんな状態になっている、というようなところを非常に強調しており、今後どういうようにするかというのは、見直しが求められているところまでしか書いていない。やはりいろいろな計画を立てるに当たって、どうしてもお金の話が最後に付いてきてしまうものであるから、それもこれだけ大きな事業になってくるといことであるので、その辺は慎重に検討をしていかなければいけないし、お披露目するに当たっても誤解のないように慎重な形でやっていかなければならないというところはある。ではこれ以外にもっと具体的な、理想的な案は出るかということであるが、もっと広い規模で考えれば、いろいろ施設統合して一本化にして、事業規模を広げてということも想定はされると思う。ただ、どうしても現実的な面として、足元として浄水場の問題をまずクリアしていかないことには、近い将来必ず何かしらの問題が起きるのではないかという差し迫った部分があるのは否めない。それなので、今回は、こういっ

た検討を、遅ればせながらであるがさせていただいたということは、今の現有施設の老朽化の状況というのが将来市民の皆様に非常に負担になるということも含めて、今回取り上げさせていただいたわけで、今回の基本計画の中では、これくらいのスケール感で事業を計画したということである。

○井之川委員 これは金額を見れば大体B、C、D案はそんなに変わらないではないか。A案というのは概算事業費が少ないけれども、先ほど説明があったように、これでやってもこの場合は5年後とか10年後とかにまた、何かどこかを改修しなければならないというのが出てくるのではないかと説明があったわけであるが、そういうことを聞いたからこれは、と思うが、この数字だけ見ると、A案が一番金がかからない、ということでみんな、選ぶわけである。けれどもそれが本当に一番いいのかどうか分からないので、そのところは、大変だ、大変、だからとりあえずこうにやってみたいなものよりも、ここは本当にどれが一番将来の沼田市にとって、また市民にとっていい方法なのだろうかというところで、その辺も据えて議論をすべきかなと思うので、大変なのだけでも、こういうふうにしていけば将来的には何とか安心できるのだというような、そういうところも最初から出しておいてもいいのではないかと私は思うが、私の意見であるから、検討していただければありがたいと思う。よろしく願います。

○上下水道整備課長 大変示唆に富んだ意見をいただきありがたい。ホームページに出ささせていただく部分であるが、これについては、先ほど御説明したが、1回目としてこの状態でまずお知らせしたいということである。そしてもう少し、この計画について煮詰めていかなければいけない部分というのがあると思うので、それをもう少し醸成した段階で、またこれに続いて、先ほどこのプランがこうだ、というところも載せていけるように考えていきたいと思うので、よろしく願います。

○委員長 ほかに。それでは、はい。

○副委員長 委員長。

○委員長 先ほど井之川委員が言ったことと同じなのであるが、C、D案、これになると、横塚工場適地のほうにも供給できると書いてあるが、沼田市も横塚工場適地、これから企業誘致で活性化させていこうというので、できればこのC、D案のほうに、誘導するということ言い方は悪いが、そんな形で持って行っていただけるとありがたいかなと思う。答弁は結構なので、よろしく願います。

ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ次のホームページへの掲載についてであるが、よろしいか。なければ以上で上下水道整備課の所管事項報告を終了する。都市建設部長。

○都市建設部長 休憩願う。

○委員長 それでは、休憩する。

午後3:11～3:14

○委員長 会議を再開する。

以上で都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。事務局。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、11月11日の金曜日、午後1時

30分からということで、経済部、都市建設部の順になるかと思うが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

なければ、そのように決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後3:15～3:21

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(2) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 次に、次第(2)都市建設部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。井之川委員。

○井之川委員 1点あるが、建設課なのであるが、道路に葉っぱだの草がものすごく出ている。建設課に言っても、土地を持っている人の責任だということで、なかなか対応しない。それで県も、県道もあるので、ものすごくはみ出ている、みんなが避けて通ると車にはねられてしまうような状態なので、県のほうにも言ったりしたら、県はそれでも3回くらい言ったらやってくれたが、市はやらない。そういう迷惑をかけている人に対して、権限みたいなものがないから市はやらないと思うが、そういうことでもっと真剣に考えてもらいたいもので、歩行者に危険が感じられる、道路にはみ出している草木の処理について、という件名で、建設課で議論をさせてもらいたいと思う。

○委員長 一つの原因は、やはり春と秋の一斉清掃が中止になっているというのは大きくて、枝が出ているとか、一斉清掃をすると地元の人たちが結構きれいにする。今回、最終的に建設課だったらしいが、建設課長にも言った。今回の秋の一斉清掃は中止ではなくて、各地区の判断に任せますと言ってくれば、やるところはやるが、結局中止にした、それでは市でやってくれと言え、人数がいなくてとか、市の所有ではないから駄目だとか、そういう言い方をしている。

○井之川委員 敷地の人の責任になる。権限がないのかな、と。

○委員長 一斉清掃がなくなっているのも一つの原因だと思う。

○井之川委員 危なくて。私なんかは自転車で走っているから、避けた途端に後ろから車が来るから。

○委員長 建設課は、人がいなくて、補充されないなんて言っていたが。星野市長にもその辺はちょっと言って、道路の維持管理、やはり人がいないのでその辺もお願いしますと言ったが。

○委員長 ほかに。

○井之川委員 道路の安全な管理について、というのでもいいが。それだけではないから。草木だけではないから。

○委員長 葉っぱとかだけではないから。道路の安全管理。事務局。

○事務局書記 確認させていただいてよろしいか。おっしゃっていただいた、歩行者に危険が感じられる、道路の安全な管理について。

○中村委員 歩行者と限定しないほうがよい。

○委員長 車が通るときに枝が出ていることもある。

○井之川委員 だから、いろいろな話がある。道路の安全な管理について、だけでいいのではないか。

○井上委員 雪で毎回竹が被さるところを、事前に切れないのか、と言ったけれども、やはり駄目なのである。

○井之川委員 城堀川は市で管理しているのだろう。城堀川から桑の木なんかが出ていても平気なのだから。言ってもやらない。

○井上委員 年1回なり2回なり、やる時期が決まっているから、それまでは回数を増やしたくないというのが本音なのであろうか。

○井之川委員 業者に委託してやっているところは、年に1回くらいきれいにする。ただ、思いもつかないようなところから出ている。

○委員長 うちのほうは、多面的機能のお金を使って、地権者に話をして切っている。

○井之川委員 街の中はそうはいかなくて、苦情が来る。

○委員長 事務局。

○事務局書記 確認させていただくが、題としては、道路の安全な管理について。

○井之川委員 それでいいのではないか。

○事務局書記 承知した。以上の内容で当局に通告をさせていただき、担当課から説明をしていただくようにしたいと思う。よろしく願います。

○委員長 以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

(当局入室)

(3) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第(3) 経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、産業振興課の所管に係る事項について、報告願う。青柳産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の調査事項について報告する。資料の1ページを御覧いただきたい。

1、サテライトオフィスの検討状況についてであるが、昨年8月の経済建設常任委員会において、テレワークセンターMINAKAMIの視察をお世話になった。公共施設の有効活用、民間事業者との連携による運営など、効果的な取組が推進されている状況が分かり、大変有意義な視察であった。

本市における検討状況であるが、正直なところ、あまり進捗していない実情である、通告に基づき検討の状況について、説明させていただく。2ページを御覧いただきたい。概要をまとめた資料を用意させていただいた。

まず、1の開設状況である。総務省が行った調査では、令和2年度末現在で全国で916か所のサテライトオフィスが開設されている。前年度比プラス206か所と大きく増加し、令和3年度はさらに増加しているものと思われる。

また、県内では10か所開設されている。

次に、2のサテライトオフィス整備の現状であるが、災害リスク・感染症リスクへの対応のため、拠点分散を考える企業が多くなっていること、コロナ禍で働き方が変化し、地方に居住しながら働ける環境の整備が進んでいること、国がデジタル田園都市国家構想を

推進し、企業進出や移住等推進のためサテライトオフィスの整備に取り組む地方公共団体を倍増する目標を掲げ交付金による支援を行っていること、など、地方公共団体によるサテライトオフィス整備は、追い風の要素がそろっているという現状である。

3の形態の例であるが、サテライトオフィスの形態としては、企業等の地方拠点として設置されるサテライトオフィスのほか、シェアオフィスやコワーキングスペースなどの形態がある。

4の整備の手法であるが、地方公共団体が施設を新設あるいは既存施設を改修して整備し運営する方法、民間企業等が設置・運営し、地方公共団体が補助金等で取組を支援する方法、民間オフィス等を地方自治体が借り上げる方法などがある。

5の整備による効果であるが、サテライトオフィスを設置し、都市部等から企業進出が行われることによる効果として、都市部から地方への新しい人の流れが創出されること、地方における魅力ある仕事の創出や、働く環境の充実が図られること、飲食店の利用、観光により、にぎわいが創出されるなどの効果が期待でき、住民の生活向上への波及効果が見込めることである。

サテライトオフィス誘致を政策として推進し、成功している地方公共団体の事例は多いと認識しているが、本市として何をどのように進めるべきなのか、庁内の議論を今後進めながら、本市の地域活性化につながるような取組について考えてまいりたいと思う。

調査事項については、以上である。

○委員長 説明が終わった。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。まず、調査事項、サテライトオフィスの検討状況について。井之川委員。

○井之川委員 沼田市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、移住・定住の促進というのがあるが、そこにある方針としては、企業の地方拠点、サテライトオフィスの誘致とある。これに従って産業振興課ではこの事業を進めようとしているのかどうか、その辺についてちょっと確認をさせてもらいたい。

○産業振興課長 委員のおっしゃるとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標の、つながりを築き、新しい人の流れをつくる、の中の施策の2の1、移住・定住の促進の③であるが、企業の地方拠点、サテライトオフィスの誘致ということで、令和6年度までの目標値として、誘致企業数1件、市外企業のサテライトオフィスとして本市への誘致を推進するという目標を掲げている。おっしゃるとおり当課としては、市外企業の拠点をサテライトオフィスとして本市に誘致することを目標に取り組んでおり、現在のところあまり取組自体は進んでいないが、この目標を目指して推進をしていく必要があると考えている。

○井之川委員 先ほど、みなかみ町のサテライトオフィス等の事業を視察に行って非常に有意義だったという報告があったが、このサテライトオフィスの誘致という形でやっていたら、それこそいつになっても、誘致できるのかな、というような感じがする。やはりサテライトオフィスを実際に進めてくれる会社や団体、個人を含めて、そういうところに委託をして進めるというのがみなかみ町の施策だったと思うが、沼田市も、サテライトオフィスを誘致しようというのではなくて、市独自で作るといふ、市の職員が作るとかそういう意味ではないが、市がしっかりした団体や個人でできる人を探して、委託をして、みなかみ町のように事業を進めるというようなどころまで前向きにこの事業を捉える必要があると思うが、その辺はどう考えているのかお伺いしたいと思う。

○産業振興課長 みなかみ町の事例、テレワークセンターMINAKAMIについては、空いている公共施設を活用して、団体に委託をして運営をして事業効果を上げているというもので、みなかみ町の手法についても参考にしたいという考えも念頭にあるが、本市には本市に合ったやり方があるという中で、手法についてはどういう形がいいかというのは今後検討してまいりたいと思う。例えば、自治体によっては、サテライトオフィスを設置して市内に移ってくる企業に対して補助金を出しているような取組をしているところがある。みなかみ町の方法も非常に効果はあるが、そういった形で、財政支援によって企業を呼ぶという手法もあるので、どういう形が一番効果的かということについては、しっかり検討した上で進めてまいりたいと考えている。

○井之川委員 議会として四国に視察に行ったことがあるが、そこはもう町がやっている。町がサテライトオフィスを作って、そこへ来てくださいと企業に呼びかけて進めていると、そういうところもあった。いろいろな手法があると思うが、現実的にそういうサテライトオフィスが市にできるということが大事だと思う。だから手法をどうしようかと考えているうちはいつになっても進まないの、どういう手法でもいいから、可能性のあるところでまず実施をしていくというのが大事かなと思うが、これはもう時代の流れなので、遅れると取り残される可能性があるという感じがする。今はまだ手法を検討しているということであるが、どういう手法でもいいから実施ができるという具体的な方向性を模索していくというのが大事かなと考えるが、もう一度それについて答弁いただければありがたいと思う。

○産業振興課長 手法を模索しているだけでは進まないというのはおっしゃるとおりだと思うので、目標に到達できるよう進めてまいりたいと考えている。最近の報道では、デジタル田園都市の国家構想の関係の国の交付金について、民間事業者が整備するサテライトオフィス、民間事業者が事業主体になるものが対象となったという情報があり、本市としての方針はまた協議する必要があるが、当課としての考えでは、民間事業者が主体となって整備をするものが比較的速度が速いと認識している。スピード感ということもおっしゃるとおりだと認識しているので、できるだけ早期の目標達成に向けて取り組んでまいりたいと思う。

○委員長 ほかに、よろしいか。

○副委員長 はい。委員長。

○委員長 井之川委員が言うのと同じであるが、昨年8月にみなかみ町に視察に行き、その所の都丸さん、東倉内町出身であるが、私の知り合いだったので、都丸さんから連絡をいただいたが、沼田市がもしやるのであれば協力はします、ということをお願いして、1年経ったけれども茂木さんどうなっていますか、というようなことをいただいたので、やはり考えているだけでは事は進まないと思うので、まずはできること、そういう協力者がいるのであればそこをお願いしてやってもらうというのも1つの手ではないかなと考えるが、そこを課長はどうお考えなのか。

○産業振興課長 みなかみ町の取組は本当に移住の効果も上げていて、団体と自治体の意向が一致して、移住・定住の取組と合わせて効果があるものと考えている。ただ、沼田市としては、学校の統廃合等を積極的に進めてきたみなかみ町とは少し事情が違うのかなという中で、みなかみ町と同じ取組はできないと思うが、そういった団体の情報等もまた今

後も共有させていただきながら、よりよい形でサテライトオフィスが誘致できるよう、努めてまいりたいと考える。

○委員長 みなかみ町は保育園の廃園になったところを利用していましたが、沼田市でも幼稚園が閉園しているところもあるので、何も公共施設だけでなくもかまわないと思うが、まずはどういう形で沼田市ができるのかということ、その都丸さんに相談するのがいいのではないかと。沼田市はこういう状況であると、けれどもその中でどうやったらできるのかなというのを相談してはどうかと。考えがまとまって庁内でそれができるのであればいいが、1年経って何も行動が起きていないというのは、私としては目標を達成できないのではないかなと考えるが、その辺は課長、どのようにお考えなのか。

○産業振興課長 都丸さんの運営する団体への相談も視野に入れながら、検討してまいりたいと考える。

○委員長 ぜひ願います。ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で産業振興課を終了する。

イ 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、農林課の所管事項報告・調査事項説明に入る。大竹農林課長。

○農林課長 農林課の所管事項の報告をさせていただきます。

はじめに、4ページを御覧いただき、沼田市原油価格・物価高騰対策農業者給付金についてであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の渦中にあり、原油価格・物価高騰の影響により経済的に大きな影響を受けている市内の農業者の経営支援を目的として給付金の交付を実施している。

8月15日より11月30日まで申請を受け付けており、9月末現在で154件の申請があった。

市のホームページやSNS等により周知を行っているが、委員の方々においても問合せ等があったら、農林課へ相談するよう話をしていただけると助かる。

次に、旧サラダパークぬまたガラスハウス解体工事の発注についてであるが、昨年度末にて閉鎖されたサラダパークぬまた内に設置されているガラスハウス2棟の老朽化に伴う解体について、公募型プロポーザル方式にて実施をする旨公表した。

今後、市のホームページに掲載されているスケジュールに基づき、事業実施をして参りたいと考えている。

次に、上半期有害鳥獣捕獲頭数についてであるが、5ページを御覧いただきたい。

昨年度の同時期との比較であるが、令和4年度の9月末の捕獲総数は1,199頭であった。令和3年度では908頭であったので291頭の増加であった。

主な獣種としては、熊が19頭で前年度が11頭で8頭の増加。サルは35頭で前年度が29頭で6頭の増加、イノシシは70頭で前年度が43頭であったので27頭の増加、鹿が921頭で前年度が701頭で220頭の増加であった。

全体的には増えているが、令和3年度が極端に少なく、令和4年度としては例年並みであると考えている。

次に、CSF、豚熱関連情報についてであるが、現在までに野生イノシシの感染状況としては、県内では159件、沼田市内では現在までに5件の感染が確認されている。

ちなみに沼田市が5件、片品村が7件、みなかみ町が4件、昭和村が2件、川場村は0件で利根沼田としては合計18件が確認されている。

また、今年9月21日に板倉町において豚熱の発生が確認された。規模としては、全660頭を9月23日までに全頭殺処分が完了している。延べ従事者としては265人、県、町、JA職員等で行ったとのことである。

令和元年9月26日の高崎市、令和3年4月2日の前橋市、令和3年8月7日の桐生市、令和3年10月19日の前橋市、令和3年11月26日の桐生市、令和4年4月22日の太田市、令和4年5月10日の桐生市、令和4年6月15日の桐生市に続く9例目となる。

以上、農林課の報告とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長 報告が終了した。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。まず、沼田市原油価格・物価高騰対策農業者給付金について。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。次に、旧サラダパークぬまたガラスハウス解体工事の発注について。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。次に、上半期有害鳥獣捕獲頭数について。井之川委員。

○井之川委員 捕獲頭数の報告をいただいたが、被害のほうはどのような……。概要でいいが、被害が増えているとか減っているとか、その辺の様子を教えてください。

○農林課長 農作物被害等の状況であるが、現在のところ統計的には取れていないが、やはり捕獲頭数の増に伴って、被害状況も昨年よりは増えている状況である。先ほども申し上げたとおり、頭数的には例年並みくらいになるので、昨年度に比べると増えた、という報告となっている。

○井之川委員 大体分かった。いろいろな話を聞くと、皆さん電気柵を作ったりとか、被害防止に市も取り組んでいるわけであるが、そういう効果というのは現場で出ているのか。

○農林課長 毎年、鳥獣害対策のほうで電気柵の設置に対して補助金を出して、やっていただいで、年々設置される方が増えて、うちの補助金のほうも大分活用していただいでいる方が多いが、基本的に維持管理のほうでしっかりやっていただいでいけば、効果は出ているという話は聞くが、専門業者に委託で出しているが、そちらのほうに結構な問合せ等、あと出沒等の連絡があって現地確認に行くと、やはり電気柵の設置の不備が見受けられる部分があって、基本的には柵等を設置すれば効果は出るが、ちょっとした維持管理の仕方を間違ったりすると、被害を受けている方がいるので、その辺は対策を職員共々、現地に行ってフォローアップしているような状況である。

○井之川委員 分かった。

○委員長 ほかに。三ツ石副委員長。

○副委員長 捕獲した野生の熊とかイノシシ、鹿とかというのは、まだ放射能汚染はあったりしているのか。なぜかという、今ジビエ料理にも活用できるかというのを聞きたい。

○農林課長 現在のところ定期的に沼田市も放射能検査に出している。沼田市でも5件あって、直近で今年の6月に出た部分があり、県内で159件出ている、直近で今年の9月29日にも出ているような状況であり、今のところ群馬県の許可は下りていないので、ジビエ料理等には活用できない、という報告となっている。

○副委員長 分かった。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それではCSF、豚熱関連情報について。（「なし」と呼ぶ者あり）
よろしいか。なければ以上で農林課を終了する。

ウ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、観光交流課の所管事項報告・調査事項説明に入る。生方観光交流課長。

○観光交流課長 観光交流課のほうから、まず報告事項の1となるが、真田まつりについて、資料の6ページ及び7ページのチラシを御覧いただきたい。

新しい形の誘客事業として、昨年度も実施した、スマートフォン等を使い市内を周遊してもらうデジタルdeスタンプラリーを実施するほか、沼田公園での、真田の武将と楽しめる、武将を探せin沼田や、武将隊の演舞などのイベントを実施する。

スタンプラリーは、10月30日、日曜日から11月30日、水曜日までの実施であり、市内の真田のゆかりの地等、8箇所のうち6箇所以上のスタンプを獲得した人に景品プレゼント、また、本市特産品等が当たる抽選に参加できるという形で進めていきたいと考えている。

メインイベントとして実施する、オープニングの30日、日曜日には、テラスぬまた1Fでスタンプラリー参加者の受付を実施し、スタンプラリーのポイントにもなっている歴史資料館や大正ロマンエリアの施設に無料で入場できる、その日限定のオリジナルサコッシュを参加者全員にプレゼントするほか、希望者には六文銭チケットの販売を実施し、市内でお金を落としていただくような事も考えている。

また同日、沼田公園では、真田ゆかりの地の武将隊による、武将を探せin沼田や、武将隊の演舞、チャンバラ合戦など、親子で参加でき楽しめる催しも開催するほか、JAFによる、子ども安全免許証の発券や反射材効果の体験コーナー等も設置する予定となっている。

続いて、調査事項の1、沼田市の移住・定住対策事業の状況についてであるが、状況の詳細については、別添資料をつけさせていただいたので御確認いただければと思う。

本市への移住や、二地域居住の増加を目的に、首都圏における出張相談会やオンラインによる相談会の開催をはじめ、本市への移住希望者が利用できる、移住のお試し住宅であるトライアルハウスでの居住体験とともに、移住コンシェルジュにおける、居住や仕事、地域の様子などへの移住相談を実施している。

また、移住者に対する国県等と連携した、移住支援金制度の紹介やトライアルハウス以外への市内宿泊施設利用への補助として、トライアルステイ補助金の新設も行っている。

また、本市と宅建協会との連携として、移住希望の方に空き家の紹介等もしている。

本市移住への情報発信としては、本市ホームページのほか、沼田市交流居住促進協議会のWEBサイトを作成し、移住や関係人口、都市間交流等の情報発信を行うほか、ふるさと回帰センターや県のぐんま暮らし支援センターとの情報共有や連携、また、マイナビ農魚などのアクセス数の比較的高いWEB雑誌等への掲載も行うなど、本市への移住促進を行っているところである。調査事項1については以上である。

続いて、調査事項2、望郷の湯及びしゃくなげの湯の経営状況についてであるが、別添資料においては、入館者数及び売上げ等について、コロナ前の令和元年とコロナ中の令和2年、3年度の比較を掲載させていただいているので、そちらを御覧いただければと

思う。

今回、両指定管理者からの決算報告によるものであるが、令和元年後半からの新型コロナウイルスの感染は令和3年度も収まることなく、緊急事態宣言やまん延防止措置など、入館者数及び売上げは下降し、経営を大きく圧迫している状況の中、各指定管理者においては、人員減による人件費の削減等を実施しながら運営を行っている。市としても、令和2年、3年度には、公社からの固定納入金の減免を行うなど、施設運営の手助けを行ってきたところであるが、しゃくなげの湯においては、令和3年の9月7日から12月28日までの紅葉等の一番の稼ぎ時に、県道沼田大間々線の赤城根橋の通行止め等があり、来客数の減少により、経営に大きな影響を与えているところである。更には、今般の燃料等の高騰による影響も大きくなっている状況であり、両公社とも、今後、経費削減や、お客様に来てもらえるよう、食事メニューの改善など、経営改善に向け努力していく旨の報告もあった。観光交流課からは以上である。

○委員長 報告が終了した。委員の皆様より質疑を受けたいと思う。まず報告事項1、令和4年度上州沼田真田まつりについて。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは調査事項1、沼田市の移住・定住対策事業の状況について。中村委員。

○中村委員 この別紙の資料を見ると、移住者数、一番上、令和元年度、2年度、3年度とあるが、この人たちはそのまま住み着いて、現在までいたという状況なのかが1点と、この移住関係補助金、移住支援金で補助率、国2分の1、県・市で4分の1ずつと。それで令和3年度単身2件で120万円、その他新幹線通勤補助、トライアルステイ補助金とあるが、この移住支援金、これは各、例えば12市、同一金額になっているのか。それをちょっと伺う。

○観光交流課長 移住者の関係であるが、まだここにいるのかということであるが、まだこちらで補助を出している方については住んでいるということである。また、移住支援金の関係であるが、こちらは国の制度としてやっており、国が2分の1、県が4分の1というのはどこも同じという形でやっており、それに追従して各市も4分の1ということをやっている。新幹線通勤補助については、沼田市単独ということであり、残念ながらコロナの関係で令和4年度はまだ申請がないという状況である。併せて、新設のトライアルステイ補助金も申請がないという状況である。

○中村委員 今、移住定住関係はどの自治体も、この移住定住関係補助金、ここに支援金として出ている国・県関係もあるが、結構独自のカラーを出して支援金を出しているような市も、ちょっとインターネットで見ると、大分個性的な支援金、例えば国・県に頼らないような、そんなところも見受けられるが、今後沼田市として、市独自の支援金なり補助金、そういう制度を検討されるのか、お伺いする。

○観光交流課長 各市の状況を見ながら検討していければと考えている。

○中村委員 やはり今、パソコンでみんな覗いてくるので、結構各自治体のホームページ等を検索してくると思う。あと朝のBSの3チャンネルであったか、いいいじゅー、なんかで放映されている自治体。大分人気そちらに行ってしまうと、単なる一般的なこの移住支援金だとあまり興味を惹かないというか。福島市の移住定住なんかも、テレビ放映されて人気出たり、あとは静岡のわさび……、移住支援なんて、変わったのもあるから、

今後沼田市も独自の支援金・補助金を検討していただいて、全国的にホームページで募集をかけるような形を取っていただければと思うが、その辺の見解について。

○観光交流課長 沼田市独自というところであるが、前から続けている沼田市のお試しのトライアルハウス、これは実際に沼田市に泊まれて温泉もあってと。そこに今回プラスアルファの移住コンシェルジュが中に入って、沼田市の案内、または居住だとか仕事の案内もするというのが沼田市の特徴で、沼田市に合った方に住んでいただくというのがコンセプトでやっている。そのところをもう少し強く押し出していければと考えている。

○中村委員 ぜひその辺を強くPRしていただいて。了解した。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。それでは2番、望郷の湯及びしゃくなげの湯の経営状況について。井之川委員。

○井之川委員 経営状況について表を作っていただいてよく分かった。それで結局、令和4年度の予算を見ると、道の駅管理運営事業で3,185万7,000円と。望郷の湯展示即売施設管理運営事業で1,800、これは一緒か。道の駅管理運営事業3,100万円と出てくる。それで、指定管理者の固定納入金というのが1,850万円というので、この数字が道の駅の関係の利入りでよろしいか。ほかにも何か数字はあるか。

○観光交流課長 道の駅については、沼田市が管理している道の駅、という形になる。望郷の湯と農産物直売所であるが、そちらは、白沢の望郷の湯については、白沢振興公社が指定管理を受けて市に固定納入金という形で、そのうちの1,100万円を納めているところである。また、しゃくなげの湯と農産物直売所については、利根町振興公社という指定管理者になっており、指定管理者が市に、利根は750万円、固定納入金を納めるという形で指定管理の協定を両振興公社と市が結んで、運営をお願いし、指定管理をしていただいているところである。であるので、道の駅はまた別で考えていただく形になっている。道の駅は市の管理と。しゃくなげ望郷は指定管理者が管理運営をしているという状況で、市に固定納入金を納めているという形である。

説明が足りなくて申し訳ない。望郷の湯があるエリアであるが、温泉施設と農産物直売所と、あとは外にある駐車場とトイレについては、道の駅機能ということで市のほうで管理しているので、そこは場所是一緒であるが、管理の区分は違うということで考えていただければと思う。

○井之川委員 細かく言えば3,100万のところ、道の駅管理運営事業が1,286万2,000円で、望郷の湯展示即売施設管理運営事業が1,899万5,000円で、両方で3,185万7,000円という、市が出しているお金であるよね。これは。それで入ってくるのは、指定管理者から固定納入金というので1,850万円という予算が組み込まれていて、実際に入ってくるかは分からないけれど、一応この数字が組み込まれているわけであるよね。あとはこの変動納入金が2,000円組み込まれているわけであるが、だから、出るのは3,185万7,000円が入ってくるのが1,850万2,000円というふうになるわけかと聞きたい。

○観光交流課長 道の駅の方は別で考えていただくという形になる。

○井之川委員 別ではない。出しているのだから。道の駅で何か入ってくるのか。入金があるのか。こういう施設で出るお金と入るお金の話を聞いている。結局市がお金を出して

運営している分があるのではないかということである。赤字というか。道の駅で入ってくるお金はあるのか。

○観光交流課長 道の駅については入ってくるお金はない。

○井之川委員 ない、それを聞いているわけである。結局、道の駅管理運営事業という事業で、3, 185万7, 000円が出て、この関係で入ってくるのが指定管理者から固定納入金1, 850万円と、変動が2, 000円入ってくるという予算が組まれていて、残りは市が出しているということであるよね。道の駅の管理費ということで。道の駅の何かお金が市に入ってくるということはないということであるよね。

○委員長 それはない。

○井之川委員 だから事業をやっていて、結局赤字になっているということであるよね。だからそのところを……。

○委員長 経済部長。

○経済部長 事業というくくりで言うと、その3千数百万という予算の事業となっているが、それは場所が、望郷の湯と直売施設と道の駅が一緒のところであって一体的に運営しているから、市の歳出とすると一体となっているわけであるが、中身とすると、道の駅というのは公設公営であるので、道の駅を管理するためのものは、委員おっしゃるとおり、それに対する歳入というものはない。そこはもう完全に市の持ち出しである。であるけれども、指定管理にしているほうの望郷の湯と直売施設については、そこに対しての指定管理者からの固定納入金はあるし、プラス、経営状況がよくなれば、変動納入金という形で、数年前までは納入金があったけれども、そういう形で、そこでの収支を見ていただきたいと思う。道の駅というのは、例えば、直売所も温泉施設もなくとも道の駅というものはあるわけで、道の駅の事業とすると、全体であるが、道の駅に対する歳入はないという、その収支は3千数百万ではなくて、指定管理をしている部分での収支として考えていただければ分かりやすいのかなという説明かと思う。

○井之川委員 それは分かっている。けれども道の駅として経営をしている自治体なんかで、道の駅にいろいろな売店がいっぱい出ていて、そういうところから売り上げが出て、道の駅が黒字になっているというところもあると思う。沼田市の場合は、道の駅管理運営事業というので、小さい方の1, 200万円はただ出しているだけで、上がりはないわけである。そういうのはこれからもずっと続けていくと、お金を提供してだけで……。市民が楽しむ施設ならいいと思うのだが、観光客が来て楽しむ施設で、ただお金を出しているだけというのはいいのかな、というふうに感じるわけである。その辺は検討したことがあるのかなのか、ということが聞いたかったわけである。

○経済部長 それについてはもちろん、委員おっしゃるとおりで、直売所と望郷の湯の上がり……。例を挙げれば一番分かりやすいと思うが、田園プラザのようになれば、それはもう道の駅の管理運営費を含めてペイしてしまうというのはもう、火を見るより明らかであるが、今のところはその状況にない。それで、数年前までは望郷の湯も固定納入金プラス変動納入金まで納められるくらいの勢いがあったのであるが、数年前から減り始めて、このコロナが直撃してしまっているという今の状況であるので、その辺は委員おっしゃるとおり、トータルで黒字になるくらいの道の駅にしたいという意気込みは十分あるが、今のところはその状況にないというところで、いろいろ運営会社と検討を重ねているが、一

番今困っているのが、コロナも困っているのであるが、とにかく施設が壊れて仕方がない。もう作ってから20数年経っているものであるから、設備関係、建屋の関係、とにかく2か月に1回くらいずつ壊れているという報告があって、担当がもう泣き面に蜂の状態、やっているという状況なものであるから、そこは来年度の予算に向けて、またどうしていかななくてはならないのかというところで、公共施設等の管理計画との整合性もあるが、そこも含めて総合的に検討していきたいというふうには考えているので、委員おっしゃるとおり、黒字化になるような活気のある道の駅は目指してやっていきたいという思いは十分にあるので、その辺は御理解いただきたいというところである。

○井之川委員 はい。理解した。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

よろしいか。なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で、経済部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程案説明を行う。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、11月11日の金曜日、午後1時半からということで、経済部、都市建設部の順になるかと思うが、よろしいか。

それでは今の説明のとおり決定する。

以上で経済部を終了する。

（当局退室）

○委員長 休憩する。

午後4:22～4:28

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

（4）経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第（4）経済部各課の所管に係る調査事項の検討と意見交換に入る。発言のある委員はあるか。

○井之川委員 あのように説明されては聞いてもしょうがない。1,200万円も毎年つぎ込んでいる。

○委員長 今度は初穂が受ける。民間になればまた違うと思う。

○井之川委員 指定管理というのは行政があまり負担しないように指定管理にするというので、そういう売りでやったのであるが。

○委員長 その指定管理者はもうお金がもらえるから赤字でも大丈夫だというふうに思っている。そういったところが駄目である。民間であれば絶対に利益を追求するから、赤字ではなく黒字にするではないか。そういった努力が足りないところもある。

○井之川委員 あちこち壊れて、今年だって相当直したであろう。あのようなところでどんどんお金を使っているようではお金はない。そうか、あと経済部の関係は、特に……。

○委員長 また何か気づいたことがあれば事務局のほうに願います。

以上で経済部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

（5）今後の日程について

○委員長 それでは（5）今後の日程について事務局より日程案説明を行う。事務局。

（事務局説明）

- 委員長 説明が終わった。報告のとおりでよろしいか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ほかに、委員から何かあるか。井上委員。
- 井上委員 子ども議会は、傍聴は大丈夫か。前みたいに親だけとか、人数制限みたいなものは。特にその辺なければ傍聴に来て大丈夫と考えてよろしいか。
- 事務局書記 特にそういう制限という話は聞いていないが、確認させていただきたい。
- 委員長 それではまた確認して、経済建設のラインワークスにでも。
- 井上委員 傍聴に制限があるとかであれば、連絡をもらえれば。何もなければ来ていいのだと思うので。
- 委員長 そうだ。何かあったらラインワークスのほうに流していただければと思う。
ほかに、何か皆様のほうからあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）
よろしいか。なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。